

いばらき

第345号

雇用ニュース

1
【2011】



「大洗海岸（大洗町）」いばらきフォトダウンロード

新規高校卒業者求人受付中！

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢	2
経済4団体に求人・採用枠拡大を要請！	3
第3回新卒者就職応援本部会議を開催しました	4
若年者等正規雇用化特別奨励金の対象者が拡充しました	5
茨城県の特定（産業別）最低賃金改定されました	6
ご存知ですかイクメンプロジェクト	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率0.54「雇用情勢は、厳しい状況下にあるものの、ゆるやかに持ち直しの動きが見られる」

有効求人数（原数値）は7か月連続の増加

1 概況

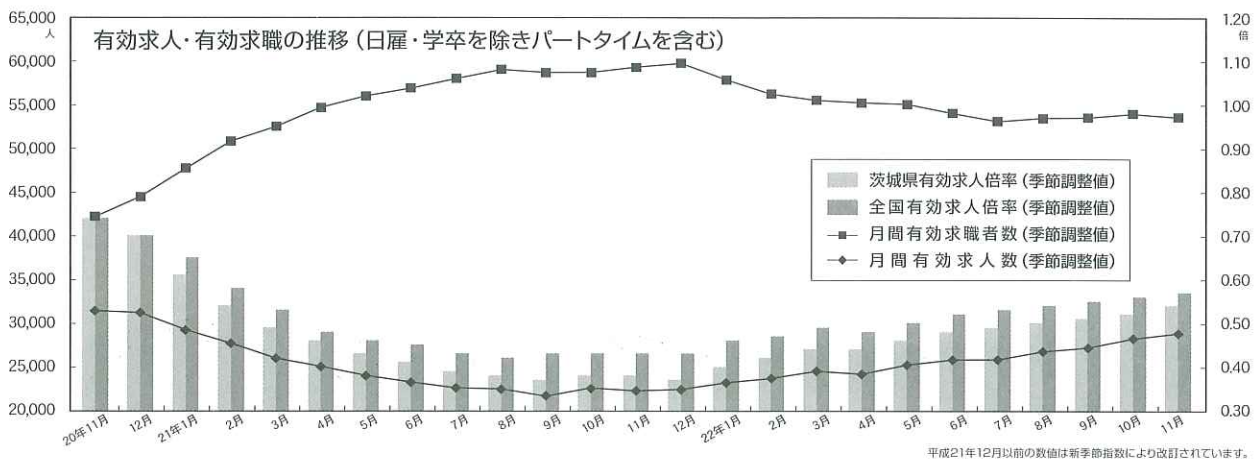
1月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は11,779人で前年同月に比較して34.2%増と9か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同22.9%増で11か月連続で増加しました。

新規求職者数は11,235人と同0.8%の増加となりました。雇用形態別に見ると、一般は同0.8%の減少となり、パートタイムは同5.1%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者では、若年求職者（34歳以下）が減少し、高齢求職者（60歳以上）が増加となりました。

有効求人数（原数値）は30,417人で、前年同月比で31.6%増と7か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は50,929人（同8.9%減）と7か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.54倍（季節調整値）と前月を0.02ポイント上回りました。なお、原数値も0.60倍と前年同月比で0.19ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は11,779人となり、前年同月比で34.2%の増加となりました。

産業別にみると、運輸・郵便業（同112.4%増）、学術研究、専門・技術サービス業（同68.3%増）、サービス業（同45.6%増）、建設業（同37.5%増）、卸売・小売業（同36.8%増）、医療・福祉（同31.4%増）、情報通信業（同28.6%増）、製造業（同22.9%増）、その他の産業（同22.4%増）、宿泊・飲食サービス業（同13.6%増）は増加し、生活関連サービス・娯楽業（同4.9%減）は減少しました。

規模別に見ると新規求人数の約半数（51.6%）を占める29人以下（同24.5%増）、500人以上（同65.9%増）、30～99人（同46.9%増）、300～499人（同43.7%増）、100～299人（同41.6%増）とすべての規模で増加しました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比33.3%増と9か月連続で増加し、パートタイムでも同38.6%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,431件で、前年同月に比較し12.2%減と12か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は21.6%と、前年同月（24.8%）を3.2ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は12,117人と、前年同月比で25.2%減少（9か月連続の減少）となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は597人で、割合で8.6%（前年同月11.9%）となり、事業主都合離職者数では同22.9%減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は11,235人となり、前年同月比で0.8%の増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般が71.9%（前年同月73.0%）と1.1ポイント下回り、求職者数では前年同月比で0.8%の減少となりました。

一方、パートタイムは28.1%（前年同月27.0%）と1.1ポイント上回り、求職者数では同5.1%の増加となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は40.2%となり、前年同月（40.9%）を0.7ポイント下回った。若年求職者数では前年同月比で1.1%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は12.0%となり、前年同月（11.4%）を0.6ポイント上回り、高齢求職者数では前年同月比5.9%の増加となりました。

茨城県知事・茨城労働局長 経済4団体に求人、採用枠拡大を要請!

—平成22年12月9日、水戸三の丸ホテル—



求人要請の協力を求める鬼丸局長(中央)

茨城労働局は、茨城県と連携して12月9日、県内経済4団体に対して、求人及び新規学校卒業者の採用枠拡大について要請を行いました。

当日は、水戸三の丸ホテルにおいて、橋本昌茨城県知事、鬼丸良一茨城労働局長、鈴木欣一茨城県教育委員会教育長、福田敬士茨城県商工労働部長、県内経済団体4団体(関正夫茨城県経営者協会会長、幡谷祐一茨城県中小企業団体中央会会長、和田祐之介茨城県商工会議所連合会会長、外山崇行茨城県商工会連合会会長)が出席し、茨城県緊急経済・雇用対策本部長の橋本知事

と鬼丸労働局長から4団体の代表に、「求人及び新規学校卒業者の採用枠の拡大」を求める要請書を手渡しました。

今回の要請は、茨城県の10月の有効求人倍率が0.52倍と持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあり、さらに、来春卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境も、就職希望者に対し求人数が大幅に不足するなど昨年度に続き大変厳しい状況にあるなど、多くの学生の就職が決まらないまま卒業を迎えることが懸念されている等の情勢を踏まえて行われました。

これまでも茨城労働局並びに茨城県では、学校とハローワーク、いばらき就職・生活総合支援センターが連携し、一人でも多くの求職者や新規学校卒業者の就職が実現するよう全力を挙げて求人の確保に努めているところですが、より一層の求人確保を図るための要請となりました。



要請書を手渡す橋本知事と鬼丸局長

「新規学卒者の採用枠拡大にご協力をお願いします！」

第3回 新卒者就職応援本部会議開催!



挨拶する鬼丸局長

茨城労働局では、地域の実情を踏まえた新規学卒者の就職支援強化をするため平成22年12月22日(水)に、第3回の新卒者就職応援本部会議を開催しました。

会議には、経済4団体、連合茨城県連合会、県内4大学、高等学校長協会、県労働政策課、県教育庁高等教育課、経済産業省関東経済局、茨城県雇用開発協会、水戸・土浦新卒応援ハローワークなどの関係者が出席しました。

鬼丸茨城労働局長のあいさつで始まった会議は、労働局から「平成23年3月新規学校卒業者の需給状況」並びに「新卒者雇用に係る取組の進捗状況」等の説明と新卒応援ハローワークから取組状況の報告を行いました。

このなかで、集中取組期間(11月16日から12月15日)における高校生対象の就職面接会の開催結果速報等が報告され、県内5会場において延べ1,383人が参加して、求人事業所は230社との面接を行いました。

さらに、求人確保の取組として、茨城県知事と茨城労働局長が経済4団体の長に対し新卒者等の採用枠拡大の要請を12月9日に行い、県内ハローワークにおいては、延べ1,681社を訪問し求人要請を行った旨の報告がありました。

この結果、平成22年11月末の需給状況は、県内求人数4,563人となり前年同月比4.7%増加、求職者数4,816人で前年同月比8.3%増加し、就職内定率は65.5%と前年同月を2.9ポイント上回る状況となりました。

また、新卒応援ハローワークのジョブサポーターからは、窓口状況として「高校生が希望する職種と個人の能力とのミスマッチ」や「大卒等未内定者には、具体的かつ直接的な支援が必要。未内定者にはそれぞれの性格に合わせた対応が必要。」との報告がありました。

最後に会議では、内定率が依然として厳しい状況であることから、引続き産学官が連携して就職支援を行うことを確認し、平成23年2月に高卒者就職面接会を追加開催することを決定しました。



水戸新卒応援ハローワーク取組状況を説明する島崎所長

フリーターや内定取り消し学生を雇用する事業主の皆さまへ

若年者等正規雇用化特別奨励金の 「トライアル雇用活用型」の対象者を拡充しました!

若年者等正規雇用化特別奨励金とは

「年長フリーター及び30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を正規雇用した事業主が、その後も引き続き、正規雇用している場合、一定期間ごとに奨励金を支給します。

対象者
1人につき

中小企業は100万円、大企業は50万円

奨励金は3回に分けての支給となります。

雇用形態と対象者は、以下のとおりです。

トライアル雇用活用型

ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き、同一事業所で正規雇用する場合

- トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった人

拡充

- トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の人
- 平成22年12月1日以降にトライアル雇用を開始した人から適用されます。

直接雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合

- 雇入れ日現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人
- 雇入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他、職業経験、技能、知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める人

有期実習型訓練修了者雇用型

ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の全課程を修了した人を正規雇用する場合
(ただし、既に雇用している対象短時間労働者に対して実施した有期実習型訓練の場合、実施事業所において正規雇用へ転換した場合は、奨励金の対象となりません)

- 有期実習型訓練終了後の雇入れ日(有期実習型訓練を受けさせていた事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は、訓練開始日)現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人

内定取り消し雇用型

ハローワークに奨励金対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者を正規雇用する場合

- 雇入れ日現在の満年齢が、40歳未満の人

奨励金の支給には、他にも一定要件がありますので、

詳しくは茨城労働局職業安定課(029-224-6218)又はハローワークにお問い合わせください。

茨城県の特定(産業別)最低賃金改定!

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限保証するセーフティネットです。

また、特定(産業別)最低賃金が定められています。

平成22年10月26日に茨城県地方最低賃金審議会(会長 館山豊 茨城大学教授)は、特定(産業別)最低賃金をそれぞれの時間額に引き上げるよう、茨城労働局長(鬼丸良一)に答申してりました。

茨城労働局長は、この答申を受けて本答申に意義のある関係労使は意義の申出ができることの公示を行い、異議申出に関する手続きを終了しました。

新しい特定(産業別)最低賃金は、平成22年12月31日から適用となります。

事業主の皆さま、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られ、対象となる労働者は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されますので、ご確認願います。

産業名	最低賃金
鉄鋼業	793円
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	778円
計量器・計測器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	772円
各種商品小売業	744円

必ずチェック 最低賃金

最低賃金は、暮らしの支えです。

使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は 690円時間額

発効日：平成22年10月16日

※特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金				
産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	計量器・計測器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	各種商品小売業
最低賃金額(時間額)円	793	778	772	744
発効日	H22.12.31	H22.12.31	H22.12.31	H22.12.31

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/

茨城労働局・労働基準監督署・(社)茨城労働基準協会連合会・(社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県農工会議連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会

ご存知ですか!

イクメンプロジェクト

育てる男が、家族を変える。社会が動く。

イクメンプロジェクト

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。
 または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。
 イクメンがもっと多くなれば、妻である女性の生き方が、子どもたちの可能性が、家族のあり方が大きく変わっていくはず。
 そして社会全体も、もっと豊かに成長していくはず。
 イクメンプロジェクトは、そんなビジョンを掲げて発足しました。

今、育児にもっと関わりたいという男性が多くなっています。
 また、制度改正により男性も育児休業が取りやすくなりました。
 このような環境づくりに、社会全体で、より積極的に取り組んでいくため、プロジェクトを推進していきます。

イクメンプロジェクトは、イクメンの皆さんはもちろん、ご家族、企業、地域の皆さんなどのサポーターとともに育てていく、一大ムーブメントです。
 家族のあり方を、社会を大きく動かしていくプロジェクトに、
 あなたも参加してみませんか？



の育児休業を応援します!! 2か月間は“パパの月”

今、子育てを積極的に楽しむパパが「イクメン」ならぬ「イクメン」と呼ばれ注目されています。
 ●育児休業は、子育ての第一歩です。パパの育児休業を応援する改正育児・介護休業法が、平成22年6月30日からスタートします。
 ●お子さんやママのため、また、パパ自身のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のため、厚生労働省は、お父さんの育児休業を応援します。
 ●改正法により、パパとママがともに育児休業をしたら育児休業可能期間が2か月延長されます。まずは2か月間、育児休業をしてみませんか?
 ※制度改正により育児休業をとりやすくなるポイントは、裏面に記載されています。



パパが育児をすると、こんなにいいことが!!

〈育児をしているパパママの声〉

パパの育児休業でうちの子どもが大はしゃぎ。健走もつなげてやりたい。人間らしい男になる期待が湧いた。 パパ会社社員33歳 子ども6人、7歳、5歳、1歳	子育てを通じて視野や活動範囲が広がった。それが仕事のアイデアや企画につながっている。 パパ会社社員43歳 子ども12歳、10歳	育児休業期間でうちのファミリーができた。赤ちゃん返りもなく、パパに目をつけている。 パパ会社社員30歳 子ども1歳、0歳
産院で産後1日目の夜は、お産の直前までは朝からワワワ、仕事にも合いが入る。 パパ会社社員25歳 子ども0歳	営業課長の事務処理を2年間やって、自分の住み地域との関わりが増えた。地元でたくさん研修できるようになった。 パパ会社社員44歳 子ども12歳、10歳	夫が専業主夫で育児休業を始めた。お父さんの家庭内職も増えた。思っている。 ママ会社社員34歳 子ども1歳、0歳

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

育プロジェクト趣旨

プロジェクトの背景

多くの男性は、育児に意欲を持っています。
 現在、約3割の男性が「育児休業を取得したい」と希望している一方で、実際の取得率は1.72%にとどまっています。また、日本の男性が家事・育児をする時間は他の先進国に比べて最低水準となっており、そのことが子どもをもつことや妻の就職維持に対して悪影響を及ぼしています。

厚生労働省では、男性の育児休業取得率を現状の1.72%から2017年度には10%に、2020年度には13%に上げることを目標に掲げ、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の実現に取り組んでいます。

プロジェクトの目的

制度改正と合わせ、社会全体の成長を目指して

2009年、男性も子育てしやすい社会の実現に向けて育児・介護休業法が改正されました。「パパ・ママ育休プラス」制度の導入等をはじめとする新制度が2010年6月30日に施行、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりへと大きな一歩を踏み出しています。
 「イクメンプロジェクト」はこのような制度見直しと合わせ、社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができる一大ムーブメントを巻き起こすべく、2010年6月に発足しました。
 プロジェクトの内容・実施方法などについて協議するため、各分野の有識者等で構成される推進チームを設置し、育児を楽しんでいる、これから楽しみたいイクメンの皆さん、ご家族や企業・自治体等イクメンサポーターの皆さんとともに、時代を牽引していきます。

制度改正によって、パパが育児休業をとりやすくなるポイント

改正前	ママが子育てに専念している場合、パパは育児休業を取得できない(※男性決定がある場合)	育児休業は原則として子どもが1歳になるまで取得可能	育児休業は原則として1回限りで再度取得は不可
改正後	ママが専業主婦や育児休業中である場合でも、パパは育児休業がとれるようになります!	ママだけでなくパパも育児休業をする場合、休業可能期間が2か月延長(パパ育休プラス)※ママが1歳未満まで育児休業を継続する。	出生後8週間以内にとった育児休業は前次ワウンドとし、いったん職場復帰した後に、もう一度育児休業がとれます!

休業しても、育児休業給付として、賃金の50%が支給されます!

平成22年4月1日以降に育児休業をスタートした方 休業開始時の賃金の50%が、育児休業期間中に支給されます。(原則として2か月に1回まとめて支給)	平成22年3月31日まで育児休業をスタートした方 上記期間までに育児休業をスタートした方は、休業開始時の賃金の30%が、休業中に支給されます(原則として2か月に1回まとめて支給)。また、職場復帰6か月後から、休業開始時の賃金の20%が支給され、合計で50%が支給されます。
--	---

「育児休業をとってみようかな?」と思ったら

- 会社にどう言おう?
- 育児休業ってどんな制度?
- スムーズに職場復帰できるの?

こんな不安があるときには、このパンフレットをご覧ください! →
 ※ホームページのダウンロードできます。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1201-5.html>

法律改正の内容について、もっと詳しく知りたい方は、「育児・介護休業法の改正について」(厚生労働省ホームページ)をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)	
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数			
19年度月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490	
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422	
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086	
21年 4月	9,848	2,005	7,758	18,433	7,252	2,690	25,207	59,937	3,368	16,346	
5	8,052	1,568	6,397	13,219	5,381	1,587	22,614	59,931	2,906	19,504	
6	9,210	1,781	7,314	13,979	5,765	1,535	22,139	60,929	3,314	20,349	
7	9,242	1,974	7,214	13,180	5,434	1,438	21,764	60,609	3,363	20,398	
8	8,595	1,865	6,650	11,816	4,938	1,289	21,519	59,108	2,968	19,748	
9	9,793	2,232	7,472	13,110	5,394	1,351	22,851	57,898	3,500	18,594	
10	10,256	2,446	7,755	14,116	5,554	1,646	23,803	58,197	3,686	17,199	
11	8,774	2,187	6,509	11,148	4,565	1,273	23,106	55,877	3,416	16,199	
12	8,305	1,779	6,467	9,823	3,824	1,197	21,956	51,965	2,998	15,108	
22年 1月	9,846	2,127	7,635	14,113	5,792	1,660	22,412	52,728	3,023	14,423	
2	10,020	2,196	7,775	13,470	5,646	1,513	24,137	54,021	3,352	13,634	
3	10,928	2,181	8,661	15,802	6,786	1,808	25,951	58,115	4,669	13,529	
22年 4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687	
5	9,214	2,089	7,042	13,287	5,448	1,559	23,722	59,105	3,379	13,406	
6	9,956	2,449	7,404	13,686	5,590	1,535	24,505	57,813	3,901	13,949	
7	10,532	2,688	7,710	12,307	5,030	1,524	24,722	55,242	3,797	13,661	
8	10,807	2,599	8,125	12,352	5,005	1,336	26,082	53,902	3,508	14,032	
9	11,888	2,932	8,817	13,425	5,265	1,435	28,424	53,281	3,909	13,320	
10	12,131	2,958	9,044	12,930	5,249	1,573	29,540	52,948	3,966	12,396	
11	11,779	2,176	9,525	11,235	4,516	1,348	30,417	50,929	3,644	12,117	
23年 1月											
2											
3											

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
19年度月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲ 12.8	▲ 15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275	4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲ 19.4	▲ 17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	43.7	343	5.2
21年 4月	0.71	0.79	0.46	0.48	▲ 24.6	▲ 26.5	39.0	28.8	1.9	0.8	100.9	76.3	346	5.0
5	0.67	0.75	0.43	0.46	▲ 34.2	▲ 34.5	23.1	14.8	▲ 7.7	▲ 6.6	109.7	70.3	347	5.1
6	0.70	0.78	0.41	0.45	▲ 20.1	▲ 22.3	34.6	29.8	4.2	8.6	111.0	78.1	348	5.3
7	0.65	0.77	0.39	0.43	▲ 29.6	▲ 23.4	29.7	23.1	3.1	8.5	95.8	64.8	359	5.6
8	0.67	0.75	0.38	0.42	▲ 26.9	▲ 24.2	32.6	22.5	8.9	16.5	91.2	60.0	361	5.4
9	0.64	0.77	0.37	0.43	▲ 25.7	▲ 20.8	16.6	12.9	2.6	7.9	80.4	50.2	363	5.3
10	0.70	0.78	0.38	0.43	▲ 17.3	▲ 18.8	24.7	13.2	4.5	8.9	69.9	43.2	344	5.2
11	0.68	0.78	0.38	0.43	▲ 22.1	▲ 13.8	21.6	18.2	20.3	20.8	69.9	43.1	331	5.3
12	0.69	0.81	0.37	0.43	▲ 19.3	▲ 17.4	2.0	▲ 0.1	16.1	18.3	50.5	30.7	317	5.2
22年 1月	0.72	0.85	0.40	0.46	▲ 11.8	▲ 13.4	▲ 5.0	▲ 6.6	11.7	6.6	36.4	18.1	323	4.9
2	0.78	0.84	0.42	0.47	▲ 7.3	▲ 2.1	▲ 8.2	▲ 7.9	11.3	4.7	11.4	1.4	324	4.9
3	0.76	0.84	0.44	0.49	6.7	7.3	1.9	1.1	26.7	13.8	▲ 6.2	▲ 12.3	350	5.0
22年 4月	0.77	0.88	0.44	0.48	3.4	5.7	▲ 5.8	▲ 4.3	18.8	13.9	▲ 22.4	▲ 23.1	356	5.1
5	0.80	0.83	0.46	0.50	14.4	12.3	0.5	1.7	16.3	14.2	▲ 31.3	▲ 28.7	347	5.2
6	0.75	0.88	0.48	0.52	8.1	12.8	▲ 2.1	▲ 1.8	17.7	9.3	▲ 31.5	▲ 28.4	344	5.3
7	0.79	0.87	0.49	0.53	14.0	9.3	▲ 6.6	▲ 5.4	12.9	5.3	▲ 33.0	▲ 28.0	331	5.2
8	0.80	0.88	0.50	0.54	25.7	19.0	4.5	4.4	18.2	7.7	▲ 28.9	▲ 24.2	337	5.1
9	0.79	0.91	0.51	0.55	21.4	17.3	2.4	2.8	11.7	7.8	▲ 28.4	▲ 23.8	340	5.0
10	0.87	0.93	0.52	0.56	18.1	13.9	▲ 8.4	▲ 6.0	7.6	0.9	▲ 27.9	▲ 23.9	334	5.1
11	0.94	0.95	0.54	0.57	34.2	22.6	0.8	3.3	6.7	6.1	▲ 25.2	▲ 20.0	318	5.1
23年 1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち高齢者割合は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 5. 平成21年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。